



令和6年度
新規

山形県

若者・子育て世帯移住支援

～ 山形県若者・子育て世帯移住支援金のお知らせ ～

県外から移住された若者世帯（40歳未満）・子育て世帯（15歳未満帯同）に対して、
10万円の支援金を給付します！

対象要件

以下の「移住者」の方が、要件①を全て満たし、かつ、
②または③のいずれかに該当する場合に対象となります。

移住者

次のA～Cのいずれかに該当する方

A：Uターン（本県に住んだことのある方）

過去に県内に住所を有していた者が県外に転出し、
転出後3年を超える期間（在学期間を除く）県外で
居住後、再度県内市町村に転入した方

B：Iターン（本県に住んだことのない方）

県内市町村に住所を有したくない者が、県外から
県内の市町村に転入した方

C：地域おこし協力隊員

県内市町村の協力隊を退任後、引き続き当該市町村
（または、県内他市町村）に居住されており、かつ、
協力隊着任時に、上記A(Uターン)またはB(Iターン)
の要件に合致していた方

要件①

- ◆ 令和6年4月1日から令和6年12月31日までに、県外から県内の市町村に転入したこと。（地域おこし協力隊員退任者は、退任日の翌日が当該期間内であること。）
- ◆ 転入の前日までに「やまがた暮らし移住登録」に登録していること、または、裏面の公的相談窓口等を利用していること。
- ◆ 転入後「移住完了アンケート」に回答していること。
- ◆ 県内に定住する意思をもって、県外から県内の市町村に生活の本拠地及び住所を移したこと。
- ◆ 転勤・進学による転入ではないこと。
- ◆ 政府の移住支援金（東京23区内に在住・通勤していたこと等を要件とするもの）の受給者または対象者でないこと。

要件②

令和6年4月1日時点で18歳以上40歳未満であること。

要件③

令和6年4月1日時点で15歳未満の世帯員を帯同して転入したこと。

申請の流れ

①移住前に「やまがた暮らし移住登録」

②各市町村で住民票の転入手続き

③移住後に「移住完了アンケート」に回答

④必要書類※を準備して申請

<必要書類について>

以下の書類の電子データ（撮影した画像やスキャンしたデータ）をご準備ください

- 戸籍の附票謄本（世帯全員分）の写し
※申請日から3か月以内発行
- 支援金の振込先の通帳の写し
（通帳がない口座の場合は、登録口座ページを印刷したもの）

申請はこちら

インターネット上「やまがたe申請」内のフォームからの電子申請となります



山形県移住交流ポータルサイト
「やまがた暮らし移住登録」

申請期限 令和7年1月17日まで



令和6年度山形県若者・子育て世帯移住支援金

【公的相談窓口一覧】

やまがた暮らし・しごとサポートセンター	(東京都千代田区有楽町二丁目 10-1)
(一社) ふるさと山形移住・定住推進センター	(山形市鉄砲町二丁目 19-68)
山形県ひとり親家庭応援センター	(山形市小白川町二丁目 3-31)
マザーズジョブサポート山形	(山形市双葉町一丁目 2-3)
マザーズジョブサポート庄内	(酒田市中町一丁目 4-10)
山形県ナースセンター	(山形市松栄一丁目 5-45)
山形県福祉人材センター	(山形市小白川町二丁目 3-30)
やまがたチャレンジ創業応援センター	(県内各商工会議所)
山形県プロフェッショナル人材戦略拠点	(山形市松栄二丁目 2-1)
山形県信用保証協会	(山形市城南町一丁目 1-1)
やまがた 21 人財バンク	(山形市城南町一丁目 1-1)
山形県若者就職支援センター山形プラザ	(山形市双葉町 1-2-3)
山形県若者就職支援センター庄内プラザ	(酒田市中町 1-4-10)
(公財) やまがた農業支援センター	(山形市緑町一丁目 9-30)
(一社) 山形県農業会議	(山形市緑町一丁目 9-30)
山形県林業労働力確保支援センター	(山形市大字長谷堂字馬場 2265)
山形県漁業経営・就業支援センター	(酒田市山居町二丁目 14-23)
山形県漁業協同組合	(酒田市船場町二丁目 2-1)
移住先の市町村の移住に関する相談窓口	(県内各市役所又は役場)



【お問合せ先】 山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力創生課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
メールアドレス: yamagatakeniju@pref.yamagata.jp



山形県移住ポータルサイト